

IOSCOによる市中協議報告書「CIS資産管理に関する原則」の公表

証券監督者国際機構（IOSCO）は、本日、「CIS 資産管理に関する原則」と題する市中協議報告書（以下、「本報告書」という。）を公表した。本報告書は、CIS（集団投資スキーム）の資産管理に関する一連の原則の策定に対する、資産運用会社、資産管理会社（カストディアン）、機関投資家等の意見を集めようとするものである。

「規制システムは、CIS の法制度や構造ならびに顧客資産の分別管理・保護を規定するルールを整備すべきである」と定める IOSCO 原則 25 において認識されている通り、カストディアンは、CIS の資産保管に当たり重要な役割を担っている。

本報告書を作成するに当たり、IOSCO は、当該論点に係る IOSCO の過去の報告書（1996 年に公表した「CIS の資産管理契約に係るガイダンス」及び 2014 年 1 月に公表した「顧客資産保護に関する勧告」）及び 27 カ国に対して実施した調査結果を参考にしている。本調査では、これらの国における CIS 資産の保管に関する法律・規制・実務の状況についての情報を収集している。

IOSCO の報告書「CIS の資産管理契約に係るガイダンス」が公表された 1996 年以降に発生した市場における様々な事象は、IOSCO が当該ガイダンスを見直すきっかけとなっている。例えば、リーマン・ブラザーズや MF グローバルの破綻、又はマドフ事件といった事件では、CIS 資産の保護制度に注目が集まった。

CIS の運用者は、1990 年代に比べ、より複雑化した商品に投資するようになってきている。投資対象商品の広がりにより、カストディアンに課される資産保管の役割や義務の範囲について、問題が提起されている。加えて、証券所有者の変更に係る登録・更新に、電子的記録が幅広く用いられるようになったことが、市場における取引慣行や取引過程に変化をもたらし、それにより新たな課題やリスクを生み出している。

1996 年以来、CIS は、そのポートフォリオの分散化及び国際化を図るために重要な過程を経てきている。増加する海外投資は、海外にサブカストディアンを指名する必要性を高めてきた。資産管理関係はより関係者が多くそして複雑になり、それによ

り多くの外国当局が関与することになるため、こうした動きは、特に資産保管業務の委任に関して影響を与えているかもしれない。

これらの最近の市場の動向を踏まえ、本報告書は、資産管理業務に付随する重要なリスクを調べている。

原則案

CIS 資産の保管に関する規制制度は多様化しており、資産保管サービスを提供する事業者の責務や規制状況もまた異なっていることを認識した上で、本日公表した本報告書は、規制枠組みにおいて継続して調査すべき主要なリスクの認識を目的として、2つのセクションに分かれる9つの原則を提案している。最初のセクションにおいては、資産管理業務の一般的側面に焦点をあて、次のセクションは、より具体的にカストディアン指名と継続的關係に係る原則に割り当てられている。

原則1： 規制の枠組みにおいては、CIS の資産管理に関して適切な規定を整備すべきである。

原則2： CIS 資産は、以下から分別すべきである。

- ・運用主体並びにその関係者及びその他のスキームの資産
- ・一連の資産管理関係におけるカストディアン及びサブカストディアンの資産
- ・一連の資産管理関係におけるカストディアン内のその他の顧客資産（CIS 資産がオムニバスアカウント名義で保管されている場合を除く）

原則3： CIS 資産は、第三者のカストディアンに預けるべきである。規制の枠組みにおいて CIS 資産の自己管理を認めている限定的な状況においては、CIS 資産の適切な分別管理及び保護を確保するために、追加措置を講じるべきである。

原則4： カストディアンは、CIS の運用主体から機能的に独立しているべきである。

原則5： CIS の運用主体は、現在のカストディ契約に関して、CIS の募集書類において投資家に適切に開示するか、その他の方法で投資家に明確になるよう努めなければならない。

原則6： CIS の運用主体は、CIS 資産を保管するためのカストディアンを指名する際には、適切な注意、能力、勤勉さをもって対応しなければならない。

原則7： CIS の運用主体は、デューデリジェンスの過程で、カストディアンの法的・規制状況、財務状況、業務遂行能力を最低限考慮しなければならない。

原則 8: CIS の運用主体は、カストディアンとの関係を正式に文書化すべきであり、契約には、カストディアンの責任と義務の範囲に関する規定を含めるよう努めるべきである。

原則 9: カストディ契約は、当該契約の規定が遵守されているか継続的に監視されるべきである。

IOSCO は、採用された原則を含む最終報告書の作成に対して、より良い情報を提供できるように、本報告書に対するコメントを歓迎する。

コメント提出期限は、2014 年 12 月 10 日(水)。